

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 京都厚生年金 事案 2762

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和58年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月1日から同年11月1日まで

株式会社Aでの実際の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間の記録とが相違しているが、記録の無い期間の一部についても給与明細書を持っており、厚生年金保険料が控除されている。調査し、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは平成8年4月1日に適用事業所ではなくなっているが、同社の関連会社である株式会社Bの回答、及び株式会社Bが保管する株式会社Aの税務申告時に集計した個別集計表により、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書及び上記個別集計表から、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び上記個別集計表から確認できる保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、株

株式会社Aの関連会社である株式会社Bは、「直接の資料は残っていないものの、株式会社Aの決算期末時点の社会保険料預かり金残高に過不足は生じておらず、申立期間に係る保険料についても納付した。」と主張するが、これを確認できる関連資料は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正した結果、36万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間①のうち、平成14年8月から15年3月までの期間については、標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料を、同年4月から同年6月までの期間については、その主張する標準報酬月額（平成15年4月は36万円、同年5月及び同年6月は38万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を、14年8月から15年3月までの期間については30万円、同年4月については36万円、同年5月及び同年6月は38万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月1日から15年7月1日まで  
② 平成15年7月1日から同年9月1日まで

申立期間について、実際に支給された給与の額よりも、国（厚生労働

省) の記録の方が低くなっているので、調査の上、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成14年8月から15年3月までの期間に係る標準報酬月額については、株式会社Aが保管する賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成15年4月から同年6月までの期間については、上記賃金台帳において、その主張する標準報酬月額（平成15年4月は36万円、同年5月及び同年6月は38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立人の当該期間の報酬月額の届出を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は賃金台帳において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳において、申立人は、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の標準報酬月額についても届出誤りを認めていることから、社会保険事務所は賃金台帳において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 30 日から 40 年 2 月 10 日まで  
私は、昭和 36 年 7 月 3 日から 41 年 4 月 1 日まで A 株式会社 に勤務していたが、B 営業所 から C 営業所に異動した直後の、39 年 4 月 30 日から 40 年 2 月 10 日までの厚生年金保険の記録が無いので、調査の上訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の元同僚は、「時期は記憶していないが、申立人は、B 営業所から C 営業所に転勤した。」と供述していることから、申立人が同社 B 営業所から C 営業所に転勤したことは推認できる。

しかしながら、A 株式会社は既に解散し、当時の事業主も既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が当時の A 株式会社 C 営業所の所長であったと記憶している被保険者に照会したが、回答は無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、上記の元同僚は、申立人を記憶しているものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、オンライン記録から確認できる複数の同僚は、「継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていない期間がある。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。